



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

### ○ 規則

\*79 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（市町村課）

### ○ 告示

\*1242 平成元年和歌山県告示第275号（特定商取引に関する法律に規定する身分証明書の様式）の一部改正（県民生活課）

1243 有害図書等の指定（青少年・男女共同参画課）

1244 木材業者等の登録（林業振興課）

1245 木材業者等の登録の変更（"）

1246 保安林の指定の解除（森林整備課）

1247 "（"）

1248 "（"）

1249 新道路の供用開始（道路保全課）

1250 道路の区域変更（"）

1251 新道路の供用開始等（"）

1252 道路の区域変更（"）

1253 新道路の供用開始等（"）

1254 道路の区域変更（"）

1255 新道路の供用開始等（"）

1256 道路の区域変更（"）

1257 旧道路の供用廃止（"）

1258 道路の区域変更（"）

1259 旧道路の供用廃止（"）

1260 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

1261 "（"）

1262 "（"）

1263 第2種堺漁港の区域の改正（港湾空港振興課）

\*1264 平成16年和歌山県告示第435号（和歌山県南紀スポーツセンターの使用料の徴収事務の委託）の廃止（教育委員会）

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

## 規 則

### 和歌山県規則第79号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年和歌山県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第2条の表」を「第2条第1項の表」に改め、同表2の項中「第2条の表8の項（26）」を「第2条第1項の表8の項（28）」に改め、同表3の項から7の項までの規定中「第2条の表」を「第2条第1項の表」に改め、同表8の項中「第2条の表36の項（16）」を「第2条第1項の表37の項（16）」に改め、同表中9の項及び10の項を削り、同表11の項中「第2条の表41の項（12）」を「第2条第1項の表42の項（11）」に改め、同項を同表9の項とし、同表12の項中「第2条の表46の項（3）」を「第2条第1項の表49の項（3）」に改め、同項を同表10の項とし、同表13の項中「第2条の表47の項（18）」を「第2条第1項の表50の項（18）」に改め、同項を同表11の項とする。

第2条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第2条の表10の項中「第2条第1項の表49の項（3）」を「第2条第1項の表50の項（3）」に改め、同表11の項中「第2条第1項の表50の項（18）」を「第2条第1項の表51の項（18）」に改める。

### 附 則

この規則中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1242号

平成元年和歌山県告示第275号（特定商取引に関する法律に規定する身分証明書の様式）の一部を次のように改正し、平成21年12月1日から適用する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「第66条第3項」を「第66条第7項」に改める。様式（裏）を次のように改める。



著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1244号

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
	4018		平成21年8月24日	有田郡有田川町延坂541	上続木工所 上続公夫	製材	有田郡有田川町延坂525-1
7005			平成21年8月3日	東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野510番地	株式会社紀州熊野木材 代表取締役 瀧岡俊太	木材	東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野510番地

和歌山県告示第1245号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条各号に掲げる事項の変更について次

のとおり届出があった。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
清水森林組合	氏名又は名称及び代表者の氏名	清水森林組合 代表理事組合長 松田禎夫	清水町森林組合 代表理事組合長 久保勇	平成21年8月24日
谷本林業	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町岩田242-1-4	西牟婁郡上富田町岩田242-5-1	平成21年10月8日
	代表者の氏名	谷本幸三	谷本音吉	
	営業所又は工場の所在地	西牟婁郡上富田町岩田242-1-4	西牟婁郡上富田町岩田242-5-1	

和歌山県告示第1246号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字大引字西の谷947の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1248号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1247号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第1249号

平成20年和歌山県告示第1127号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち和歌山市黒岩字岩崎78番1地先から同市黒岩字尾鼻168番1地先までの延長340.00メートルについては、平成21年11月27日から供用を開始する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字高串字根木野26番地先から同町大字高串字根木野58番1地先まで	旧	4.00 } 12.33	187.00	
同上	新	10.20 } 51.90	174.00	

和歌山県告示第1251号

平成21年和歌山県告示第1250号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年11月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字上洞字堂之串228番1地先から同町大字上洞字皆垂233番1地先まで	旧	4.20 } 8.00	85.00	
		6.60		

同上	新	18.20	84.00	
----	---	-------	-------	--

和歌山県告示第1253号

平成21年和歌山県告示第1252号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年11月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1254号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町大字蔵土字田ノ野33番3地先から同町大字蔵土字田ノ野29番地先まで	旧	5.20 } 14.80	50.48	
同上	新	10.20 } 30.70	50.48	

和歌山県告示第1255号

平成21年和歌山県告示第1254号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年11月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1256号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市平瀬字釣上929番2地先から同市平瀬字釣上932番1地先まで	旧	5.50 ～ 10.00	80.70	

和歌山県告示第1257号

平成21年和歌山県告示第1256号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年11月27日から供用を廃止する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市平瀬字栗栖924番4地先から同市平瀬字栗栖924番5地先まで	旧	5.70 ～ 6.70	29.10	

和歌山県告示第1259号

平成21年和歌山県告示第1258号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年11月27日から供用を廃止する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

紀の川市

2 都市計画事業の種類及び名称

桃山都市計画下水道事業 桃山町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成14年10月8日

至 平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第1261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

紀の川市

2 都市計画事業の種類及び名称

貴志川都市計画下水道事業 貴志川町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成15年5月20日

至 平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第1262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

紀の川市

2 都市計画事業の種類及び名称

打田都市計画下水道事業 打田町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成15年5月20日

至 平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1263号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第2項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種堺漁港の区域を次のように改める。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

（水域）

次のア点からテ点までを順次結んだ線及びテ点とア点を結んだ線により囲まれた地域内の海面及び堺川河川水面

- ア点 北緯33度44分44秒1831 東経135度20分11秒7327
- イ点 北緯33度44分41秒5803 東経135度20分14秒1431
- ウ点 北緯33度44分19秒0787 東経135度20分09秒4194
- エ点 北緯33度44分11秒3264 東経135度19分45秒5639
- オ点 北緯33度44分12秒2079 東経135度19分20秒6443
- カ点 北緯33度44分27秒0495 東経135度19分07秒5598
- キ点 北緯33度44分44秒4466 東経135度19分16秒3538
- ク点 北緯33度44分56秒7071 東経135度19分35秒6554
- ケ点 北緯33度44分57秒9785 東経135度19分38秒2763
- コ点 北緯33度44分55秒7251 東経135度19分39秒3294
- サ点 北緯33度44分52秒4708 東経135度19分43秒8712
- シ点 北緯33度44分47秒2072 東経135度19分45秒5247
- ス点 北緯33度44分42秒8536 東経135度19分44秒4649
- セ点 北緯33度44分40秒5611 東経135度19分45秒9594
- ソ点 北緯33度44分39秒8604 東経135度19分48秒6292
- タ点 北緯33度44分40秒6232 東経135度19分52秒9560
- チ点 北緯33度44分43秒0643 東経135度19分58秒5516
- ツ点 北緯33度44分43秒3172 東経135度20分04秒6805
- テ点 北緯33度44分44秒8690 東経135度20分09秒4407

（陸域）

水域の欄に規定するク点からイ点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1264号

平成16年和歌山県告示第435号（和歌山県南紀スポーツセンターの使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成21年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。